

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （主たる事務所を東京都に置く期限） 2 法附則第二条の政令で定める日は、平成二十七年三月三十日とする。</p>	<p>附 則 （主たる事務所を東京都に置く期限） 2 法附則第二条の政令で定める日は、平成二十七年九月三十日とする。</p>